

葉山町議会基本条例等の一部を改正する条例

葉山町議会基本条例（平成 21 年葉山町条例第 13 号）、葉山町議会議員政治倫理条例（平成 14 年葉山町条例第 25 号）及び葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

平成 31 年 2 月 12 日提出

議 会 運 営 委 員 会
委員長 笠 原 俊 一

提案理由

議会議員の政治倫理の向上と違反行為に対する措置の厳格化を図るため、所要の改正を行う必要があり、提案するものであります。

葉山町条例第 一 号

葉山町議会基本条例等の一部を改正する条例

(葉山町議会基本条例の一部改正)

第 1 条 葉山町議会基本条例（平成 21 年葉山町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(議員研修)

第 20 条 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例及び葉山町議会議員政治倫理条例に関する研修を行わなければならない。

(葉山町議会議員政治倫理条例の一部改正)

第 2 条 葉山町議会議員政治倫理条例（平成 14 年葉山町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し中「職務関連犯罪による」を削り、同条第 1 項中「刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 まで及び第 198 条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条に定める罪その他職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）」を「刑事事件」に改める。

第 11 条の見出し中「職務関連犯罪による」を削り、同条第 1 項中「職務関連犯罪の罪」を「刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 まで及び第 198 条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条に定める罪その他職務に関連する犯罪及び議員の職責に照らし議員としての適格性を欠く犯罪」に改め、「その刑」の次に「(執行猶予を付される場合を含む。）」を加える。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(宣誓書の提出)

第 14 条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、葉山町議会基本条例（平成 21 年葉山町条例第 13 号）第 20 条に規定する議員研修の修了後、速やかに、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

(葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の見出しを「(逮捕等期間における議員報酬の一時差止め等)」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(公訴中の期間における議員報酬の一時差止め等)

第4条の3 第2条及び第3条の規定にかかわらず、町議会議員が、刑事事件(葉山町議会議員政治倫理条例(平成14年葉山町条例第25号)第11条に規定する犯罪に限る。以下この条において同じ。)の被告人として起訴され、当該起訴された日からその判決が確定するまでの期間(逮捕等期間を除く。以下「公訴中の期間」という。)に招集された定例会及び臨時会の会議(以下「会議」という。)、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会であって、当該議員が所属するものをいう。以下同じ。)並びに全員協議会に、1月(その月に公訴中の期間以外の期間を含むときは公訴中の期間に限る。)につき、会議、委員会及び全員協議会の総日数に対して、その2分の1を超える日数の会議、委員会又は全員協議会を欠席(公務上の災害及び裁判所への出廷を理由とする欠席並びにその他議長が認める欠席を除く。)した場合には、当該月の議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、議員報酬の支給を差し止めることができない場合におけるその月の議員報酬については、この限りでない。

2 前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める月が起訴された日又は判決が確定する日の属する月であって、当該起訴された日が月の初日でないとき又は判決が確定する日が月の末日でないときは、それらの月に係る議員報酬の支給の一時差止めは、公訴中の期間に限るものとし、公訴中の期間以外の議員報酬の支給は、当該月の現日数を基礎として日割により算出した額とする。

3 前2項に規定する議員報酬の支給の一時差止めは、当該一時差止めの理由となった刑事事件に関し、無罪判決が確定した場合は、これを取り消す。

4 第2条及び第3条の規定にかかわらず、第1項に規定する議員報酬の支給の一時差止めに係る刑事事件に関し、有罪判決が確定したときは、当該一時差止めされていた議員報酬は支給しない。この場合において、既に支給したものがあるときは、これを返納させるものとする。

第6条の2第1項中「において逮捕等期間」の次に「及び第4条の3第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止めた期間」を、「当該逮捕等期間」の次に「及び当該議員報酬の支給を一時差し止めた期間」を加え、同条第3項中「含む。）」の次に「及び第4条の3第4項の規定により議員報酬を支給しない期間」を、「当該不支給期間」の次に「及び当該議員報酬を支給しない期間」を加える。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町議会基本条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

議会議員の政治倫理の向上と違反行為に対する措置の厳格化を図るため、葉山町議会基本条例、葉山町議会議員政治倫理条例及び葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 葉山町議会基本条例

- ① 葉山町議会基本条例及び葉山町議会議員政治倫理条例に関する研修を行うことを明記した。

(2) 葉山町議会議員政治倫理条例

- ① 起訴後の説明会の開催について、刑事事件に改めた。
- ② 有罪確定後に辞職手続を執る犯罪の範囲について、議員の職責に照らし議員としての適格性を欠く犯罪を追加するとともに、執行猶予が付される判決の場合を含むこととした。
- ③ 葉山町議会議員政治倫理条例を遵守する旨の宣誓書を提出することとした。

(3) 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

- ① 刑事事件(葉山町議会議員政治倫理条例第 11 条に規定する犯罪に限る)により起訴され、起訴された日から判決が確定する日までの期間に開催される定例会の会議等を 1 月につき 2 分の 1 を超えて欠席した場合、議員報酬及び期末手当の支給を一時差止めることとした。
- ② ①の場合において無罪判決が確定したときは、一時差止めした議員報酬及び期末手当は支給することとした。
- ③ ①の場合において有罪判決が確定したときは、一時差止めした議員報酬及び期末手当は支給しないこととした。

3 施行期日

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行することとした。

【第1条】葉山町議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町議会基本条例 平成21年7月1日条例第13号</p> <p><u>(議員研修)</u></p> <p>第20条 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例及び葉山町議会議員政治倫理条例に関する研修を行わなければならない。</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>○葉山町議会基本条例 平成21年7月1日条例第13号</p> <p>第20条 (略)</p>

【第2条】 葉山町議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町議会議員政治倫理条例 平成14年11月12日条例第25号 (起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員は、<u>刑事事件の嫌疑により公訴を提起された後、なおその職にとどまろうとするときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところにより保釈又は拘留の取消し若しくは執行停止の決定があった日の翌日から起算して30日以内に、なおその職にとどまろうとする理由を釈明するための説明会を開かなければならない。</u></p> <p>2～3 (略) (有罪確定後の措置)</p> <p>第11条 議員は、<u>刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪及び議員の職責に照らし議員としての適格性を欠く犯罪により有罪判決の宣告を受け、その刑（執行猶予を付される場合を含む。）が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。</u></p> <p>2 (略) <u>(宣誓書の提出)</u></p>	<p>○葉山町議会議員政治倫理条例 平成14年11月12日条例第25号 (職務関連犯罪による起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員は、<u>刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）の嫌疑により公訴を提起された後、なおその職にとどまろうとするときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところにより保釈又は拘留の取消し若しくは執行停止の決定があった日の翌日から起算して30日以内に、なおその職にとどまろうとする理由を釈明するための説明会を開かなければならない。</u></p> <p>2～3 (略) (職務関連犯罪による有罪確定後の措置)</p> <p>第11条 議員は、<u>職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第14条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、<u>葉山町議会基本条例（平成21年葉山町条例第13号）第20条に規定する議員研修の修了後、速やかに、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</u></p>	
<p>第15条 （略）</p>	<p>第14条 （略）</p>

【第3条】 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
昭和31年10月6日条例第200号	昭和31年10月6日条例第200号
<u>(逮捕等期間における議員報酬の一時差止め等)</u>	<u>(議員報酬の一時差止め等)</u>
第4条の2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けた場合には、当該処分を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、議員報酬の支給を差し止めることができない場合におけるその月の議員報酬については、この限りでない。	第4条の2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けた場合には、当該処分を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、議員報酬の支給を差し止めることができない場合におけるその月の議員報酬については、この限りでない。
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>(公訴中の期間における議員報酬の一時差止め等)</u>	
第4条の3 第2条及び第3条の規定にかかわらず、刑事事件（葉山町議会議員政治倫理条例（平成14年葉山町条例第25号）第11条に規定する犯罪に限る。以下この条において同じ。）の被告人として起訴され、当該起訴された日からその判決が確定するまでの期間（逮捕等期間を除く。以下「公訴中の期間」という。）に招集された定例会及び臨時会の会議（以下「会議」という。）、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会であって、当該議員が所属するものをいう。以下同じ。）並びに全員協議会に、1月（その月に公訴中の期間以外の期間を含むときは公訴中の期間に限る。）につき、会議、委員会及び全員協議会の総日数に対して、その2分の1を超える日数の会議、委員会又は全員協議会を欠席（公務上の災害及び裁判所への出廷を理由とする欠席並びにその他議長が認める欠席を除く。）した場合には、当該月の議員報酬の支給を一時差し止	

改正後	改正前
<p><u>める。ただし、議員報酬の支給を差し止めることができない場合におけるその月の議員報酬については、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める月が起訴された日又は判決が確定する日の属する月であって、当該起訴された日が月の初日でないとき又は判決が確定する日が月の末日でないときは、それらの月に係る議員報酬の支給の一時差止めは、公訴中の期間に限るものとし、公訴中の期間以外の議員報酬の支給は、当該月の現日数を基礎として日割により算出した額とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定する議員報酬の支給の一時差止めは、当該一時差止めの理由となった刑事事件に関し、無罪判決が確定した場合は、これを取り消す。</u></p> <p>4 <u>第2条及び第3条の規定にかかわらず、第1項に規定する議員報酬の支給の一時差止めに係る刑事事件に関し、有罪判決が確定したときは、当該一時差止めされていた議員報酬は支給しない。この場合において、既に支給したものがあるときは、これを返納させるものとする。</u> (期末手当の一時差止め等)</p> <p>第6条の2 <u>前条の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において逮捕等期間及び第4条の3第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止めた期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間及び当該議員報酬の支給を一時差し止めた期間（当該基準日以前6箇月以内に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額の支給を一時差し止める。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の一時差止め等)</p> <p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において逮捕等期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前6箇月以内に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額の支給を一時差し止める。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 前条の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において不支給期間（第4条の2第3項後段に規定する議員報酬の返納の対象となる期間を含む。）<u>及び第4条の3第4項の規定により議員報酬を支給しない期間</u>がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該不支給期間<u>及び当該議員報酬を支給しない期間</u>（当該基準日以前6箇月以内に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額は支給しない。</p>	<p>3 前条の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において不支給期間（第4条の2第3項後段に規定する議員報酬の返納の対象となる期間を含む。）がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、当該不支給期間（当該基準日以前6箇月以内に係る部分に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の町議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割により算出した額は支給しない。</p>